

いじめ防止等のための学校基本方針

令和4年4月改定

新井小学校

1. いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの基本認識

いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（『いじめ防止対策推進法』〈平成25年法律第71号〉第2条）。

(2) 具体的ないじめの態様と認知の際に留意すること

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、以下に示すように多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「2. 学校の取組方針及びその内容（1）」に示すように「いじめ対応チーム」を活用して行うものとする。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾や社会体育、アフタースクール等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、私たちは、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

○具体的ないじめの態様（例）

ア）冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- イ) 仲間外れ、集団による無視をされる
- ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ) 金品をたかられる
- カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(※文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)より)

(3) いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

平成29年8月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より

(4) いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

平成23年度より学校評価アンケートにおいていじめの項目を設定し、「アンケート調査→個別面談月間」を繰り返し継続してきた。そうした中でいじめの認知について、児童も教職員も、認知の質の向上を図って来たところである。

いじめの防止等については、「未然防止」「早期発見」「即日対応」の3本柱が大変重要であることを共通理解している。いじめを生まない土壌づくりを基本にしながら、児童一人ひとりへのきめ細かな温かいまなざしで早期発見に努め、認知したら迅速に、組織的に対応する。

2. 学校の実行方針及びその内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織について

学校における「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」等を組織的・実効的に行うために、その中核となる常設の組織として「いじめ対応チーム」を置くものとする。

① 「いじめ対応チーム」の役割

ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

② 「いじめ対応チーム」の構成

ア) 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導（いじめ）担当教諭、養護教諭、担任（生活指導委員会メンバー）より構成する。

イ) 個々のケースに応じて、関係学年担任・関係地域担当教諭も加えるなど、柔軟に構成する。

ウ) 重大事態の調査のために、学校がその調査を行う場合には、この組織を母体としつつ、適切な専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）を加える。

（２）いじめの未然防止のために

いじめは、どの児童、どの学級・学校でも起こり得るという認識、またどの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実に基づき、児童をいじめ被害から守り、いじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が日常的に積極的に取り組む必要がある。いじめの未然防止の基本として、「いじめを生まない土壌づくり」が必要である。そのためには、次の６点を常に念頭に置いて、粘り強く取り組むものとする。また、これらの未然防止の取組の状況を定期的に点検・検証し、計画的・体系的にＰＤＣＡサイクルに基づく取組を継続する。

① 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。

「いじめはどの学級にも起こり得る」ということは、「起こるのが当たり前」という意味でもなく、「起こったら恥ずかしい」という意味でもない。日頃の教師の児童への「まなざし」や「気づき」「言葉がけ」が大切であると捉えている。そのことを全教職員が認識し、常に共通理解しておくことを基本とする。

② 児童一人ひとりの様子や学級の状況を的確に把握する。

児童の「兆し」や「変化」を見つけたり、気づいたりする教師自身の感性を常に磨くために、校務支援システムの「エピソードメモ」の書き込みや、職員会議での「気になる子」の意見交流を活用する。また、定期的な家庭訪問や保護者面談における情報や、定期的な実態調査の結果について、自分の児童理解度や自分の感性の質を見直すよい機会として受け止め、児童の見方が自分一人の思い込みにならないように常に留意するものとする。

③ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに努める。

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自己肯定感」「自己有用感」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組を大切にする。そのために、教職員は児童に対して愛情を持ち、配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開するものとする。そして、教師自らの挨拶はもちろん、「ありがとう」「ごめんなさい」などが児童の前でも言えることを大切にし、日頃から児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されるよう努めるものとする。同時に、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、また、いじめの「観衆」や「傍観者」を作ったりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払うものとする。

こうしたことを学校全体で展開していくために、教職員が共通理解し、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したりして、気軽に話ができる職場の雰囲気づくりを大切にする。また、校内組織が有効に機能し、さまざまな問題へ対応できる協力協働体制を

構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、全校児童の名前をどの教師も覚えている等、全ての児童が、健やかな人間関係づくりや仲間との絆づくりを通して、安心して学ぶことができる、心の通い合う学級・学校づくりを推進する。

また、授業をはじめ学級活動、学年・学校行事など、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを大切にす。児童会活動や縦割り班活動、登校班などにおける児童の主体的な活動を支援し、教職員の温かい言葉がけにより「認められた」「人の役に立った」「自分たちでできた」という思いを味わわせられるよう取組を進める。

④ 一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

授業についていけない焦りや劣等感からくるストレスを生じさせないために、「わかる・できる・のびる」を実感できる授業の実現に努める。また、全校展開のために、授業改善に努め、授業の質の向上を図る。

⑤ 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる取組を推進する。

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させることを大切に、人権教育の充実を図る。また、教育資料「ほほえみ」などを活用しながら、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図っていく。道徳教育年間指導計画に則り「兵庫版道徳教育副読本」などを活用しながら、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる授業や取組を進める。さらに、「いじめ予防プログラム」を活用したいじめ予防につながる学習を発達段階に応じて計画的に実践する。

本校は、あかつき山を活用した里山学習や縦割り班活動、竹安川・柏原川での自然観察・調査活動などを行っている。また、新井地域の方々を講師に招いての地域学習や歴史学習、けやき苑の利用者さんたちとの交流や福祉体験なども行っている。そうした体験教育やコミュニケーション活動を大切にし、他者・社会・自然との直接的なかかわりをさせていく中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気づかせ、豊かな人間関係を築く能力を育てていく。

また、インターネット上でのいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることへの理解を深めるために、情報モラル教育を充実させる。

⑥ いじめ問題について、保護者や地域へ積極的に働きかける。

P T A 総会、地区別懇談会、P T A 定例役員会、学年別懇談会、学校運営協議会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けたり、アンケート記入により意見を集約・検討したりする。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解していただくために、P T A 研修会や講演会、学校ホームページ、校報「にっこ」をはじめとする学校・学年だより等による広報活動を積極的に進める。

また、インターネット上でのいじめ問題の未然防止のためにも家庭でのルールづくり等をするように働きかける。

(3) いじめの早期発見のために

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いでカモフラージュして行われたりする。また、『仲間の輪』に所属していようとするあまり、いじめられている本人

からの訴えが少ないことも特徴の一つである。さらに、通信ゲーム機やSNS等を利用したネットいじめを学校で発見することも大変難しい状況がある。だからこそ、本校では次のような取組により、早期発見が可能になるような体制を構築していく。

- ① 年に3回のアンケート調査（①5月中旬～6月初旬、②10月中旬～11月初旬、③1月下旬～2月中旬）を行い、その結果をもとに担任と児童の個別面談月間を実施する。そうすることで一人ひとりの児童の悩みを吸い上げ、打ち明けたり、相談したりできる場の確保をする。そのこととリンクさせて、年に3回の懇談会においても、成績や生活態度だけでなく、いじめに関する相談ができるようにする。（別添2参照）

（1）実施したアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を卒業時まで学校が保管する。

（2）回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、5年間、学校が保管する。

- ② 担任だけでなく、管理職やその他の教職員も、教育相談の対象であることや、いつでも相談に応じること、中学校配置のスクールカウンセラーとの専門的な相談など、今まで以上に保護者に相談窓口を周知していく。
- ③ 授業の内外を問わず、児童の学校生活の様子（個人、集団）、アフタースクールでの様子（個人、集団）に目を配り、小さな変化も見逃さないようにする。そのために、校務支援システムにおける「エピソードメモ」を使用し、いつでも気がついたことを書き込めるようにする。アフタースクールとの連絡についても、連絡を受けた者が書き込むようにする。そのことを担任に報告することは勿論、職員会議でも協議事項に挙げて交流していく。
- ④ 日記や作文ノートでのコメントのやり取り、連絡帳でのサインや印・ハンコ、個々の児童との生の対話などを通じて、児童の悩みや訴えを把握するように努める。家庭訪問、地区別懇談会、民生委員児童委員との交流会、学校運営協議会、PTA役員会、PTA活動、学年PTAの催し等の機会を活用して、保護者との連携を密にし、児童やその保護者が示す危険信号を見逃さないようアンテナを高く保っておくよう努める。

（4）いじめに対する措置

いじめを認知した場合、「別添1」のように『いじめ対応チーム（緊急対策会議）』（2頁の2.（1）を参照）を中心に、即座に方針方向を判断し、迅速に、組織的に対応していくことが必要である。

ア）教職員がいじめを発見した場合や、いじめに関する相談を受けた場合は、抱え込まず、いじめ情報をいじめ対応チームに報告し、情報を共有する。

イ）いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を最優先しながら、その保護者も含め継続的な心身の支援を行う。

ウ）いじめた児童生徒には、被害者の傷ついた気持ち等を認識させ、十分な反省を促すとともに、その保護者へもいじめの事実を正確に説明し、加害者の継続的な指導及び支援を行う。

エ）いじめの事実関係を正確に把握し、いじめの構図を明確にするとともに適切に指導する。その際、いじめの対応に係る記録を残し、報告すべき内容を明確にしておく。

オ）インターネット上への不適切な書き込みが認知された場合は、市教育委員会をはじめとする関係諸機関と連携し、直ちにそれを削除する措置を行う。

カ）いじめ解消の判断は、謝罪して終わりではなく、加害行為が相当の期間（3カ月程度）なく、

その時点で被害者が心身の苦痛を感じていないことが認められることとする。いじめが解消している状態に至ったあとも、日常的に注意深く観察する。

キ) いじめに対する措置を行うに当たっては、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには細心の注意を払う。

① 「いじめが起こった場合の組織的対応の流れ」の共通理解と修正

『絵にかいたモチ』にならないよう、それが実効的に機能するように教職員の共通理解を深めることが大切である。また、必要に応じてその内容を検証し、修正を図っていく。

② 市教育委員会との連携

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、速やかにいじめの事実確認を行うための措置を講ずるとともに、その経過を市教育委員会に報告し、情報共有をはかりながら、常に連携していくものとする。

(5) 重大事態への対処のために

① 重大事態の発生と調査

ア) 重大事態の定義

○ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

○ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日以上または一定期間連続して欠席している場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○ 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（学校がそうでないと判断しても）

イ) 重大事態の判断と報告

○ 重大事態の判断は市教委が行う。学校長は重大事態が発生した場合は、直ちに市教委に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認める事案は警察へ相談・通報する。

ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

○ 調査の趣旨

重大事態の調査は、重大事態に対処すること、及び同様の事態の発生の未然防止に資するために行う。

○ 調査主体

- ・ 重大事態の調査は、学校または市教育委員会が行う。
- ・ 学校主体の調査では「調査の趣旨」に基づく成果が得られないと、市教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査する。つまり、その事案の調査を行う主体や調査組織をどうするかについては、市教育委員会が判断する。

エ) 調査を行うための組織について

学校が調査主体になる場合は、「いじめ対応チーム」（緊急対策会議）を母体とした組織が調査する。その場合、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係がない構成になっていることに留意する。

オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

○いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・ 当該いじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係等について十分に聴き取る。
- ・ 在籍児童や教職員にも聴き取り調査を行う。
- ・ この際、いじめられた児童や情報提供した児童を守ることを最優先する。
- ・ いじめた児童への指導を行う。

○いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 当該児童の保護者の要望・意見を聞いた上で、今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 在籍児童や教職員にも聴き取り調査を行う。
- ・ 児童の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止の観点から、自殺の背景調査を実施することが必要になる。その際は、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考に調査するものとする。

カ) その他の留意事項

いじめ事案として学校または市教育委員会が調査した結果、「重大事態」と判断する場合は、当初の調査資料を再分析したり、必要に応じ新たな調査を行ったりすることとする。

学校及び市教育委員会は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。また、予断のない情報発信やプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ 市教育委員会または学校は、いじめを受けた児童やその保護者に、調査の結果明らかになった事実関係を報告する。
- ・ 情報提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮した上で行う。
- ・ 学校が情報の提供を行う場合、市教育委員会から、その内容・方法・時期などについて必要な指導・支援を受ける。

イ) 調査結果の報告

調査結果は、市教育委員会を通じて、市長に報告するものとする。

上記②のア)の説明の結果を踏まえ、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、当該児童及び保護者の所見を調査結果報告に添えることもできる。

ウ) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

市長による再調査が行われる場合は、上記②のイ)の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために、必要であると認めるときである。その際には、学校は、市教育委員会の指導のもと、調査の結

果についての調査（「再調査」）を行うものとする。

（６）家庭・地域・関係機関等との連携のために

① 保護者や地域の方への働きかけ

P T A総会やP T A役員会をはじめとする各種会議等において、学校教育目標だけでなく、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場や機会の確保を積極的に設けていく。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、P T A研修会や講演会の内容検討や、ホームページ、校報「にっこ」、学年・学級だより等による広報活動を積極的に行う。

学校と児童の教育に従前から深く関わっていただいている新井自治協議会をはじめとする各自治会や各種団体の方々と、新井っ子の成長について意見を交換できる場や機会の確保について積極的に取り組んでいく。さらにその要となる学校運営委員会において、重要な課題と位置付けて計画的に取り組んでいくものとする。

② その他関係機関との連携

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、民生委員児童委員、主任児童委員、川西こども家庭センター丹波分室、福祉事務所、市教育委員会子育て支援課、SSW、教育相談室、丹波市健康福祉部自立支援課家庭児童相談係、丹波市社会福祉協議会柏原支所（アフタースクール運営主体）等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要もある。ケース会議を立ち上げて、学校だけでなくあらゆる立場からのサポートをいただくことになる。

また、学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に丹波警察署に相談し、連携して対応しなくてはならない。

こうした関係機関との連携については、認知した時から市教育委員会の担当部局と連絡・相談体制を緊密に取っていくことが大切になる。

（７）資料の保管

- （１）いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。
- （２）回答を取りまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わってから５年間、学校が保管する。
- （３）いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わってから１０年間、学校が保管する。
- （４）保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。